

# 青森県報

第八百二十号

令和六年  
九月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課 ……)

### 告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退…………… (がん生活習慣病対策課 ……)

○令和六年度青森県民健康・栄養調査の実施…………… (同 ……)

○喀痰吸引等業務の登録…………… (高齢福祉保険課 ……)

### 教育委員会

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (学校教育課 ……)

### 公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (病院管理局 ……)

## 規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部

を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十三号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三号様式の(その六)の〔注意事項〕の5の(1)中「時」を「日」に改め、同5の(2)及び(3)中「日」を「月」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第五百二十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和六年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 名 称   | 所 在 地         | 指定辞退年月日  |
|-------|---------------|----------|
| 北村皮膚科 | 八戸市根城一丁目一四の二一 | 令和六・四・一五 |

|               |                                |       |
|---------------|--------------------------------|-------|
| ベイ薬局緑ヶ丘店      | むつ市緑ヶ丘三五の二                     | 六・五・三 |
| ハッピー調剤薬局八戸類家店 | 八戸市南類家三丁目二の一七                  | 六・六・二 |
| 守屋内科          | 弘前市大字駅前三丁目二の一イトー<br>ヨーカドー弘前店六階 | 六・八・三 |

青森県告示第五百二十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和六年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 名 称              | 所 在 地              | 指 定 日       |
|------------------|--------------------|-------------|
| 訪問看護ステーションハルニレ   | 五所川原市大字水野尾字懸樋二一八の一 | 令和<br>三・一・三 |
| 医療法人 北村皮膚科       | 八戸市根城一丁目一四の一五      | 六・四・二〇      |
| ベイ薬局緑ヶ丘店         | むつ市緑ヶ丘三五の二         | 六・六・一       |
| ハッピー調剤薬局八戸類家店    | 八戸市南類家三丁目二の二二      | 六・六・三       |
| テック調剤薬局高田店       | 青森市大字高田字川瀬三一六の四    | 六・七・二六      |
| ハッピー調剤薬局平川尾上店    | 平川市尾上栄松四八の一        | 六・八・一       |
| かねた耳鼻科医院         | 八戸市大字本鍛冶町一の一五      | 六・八・二九      |
| 訪問看護リハビリセンターぶらっと | 青森市松森三丁目一七の五七      | 六・九・一       |

調剤薬局ツルハドラッグ八戸小中野店

八戸市小中野四丁目五の一八

六・九・二

青森県告示第五百二十七号

令和六年度青森県国民健康・栄養調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和六年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的

青森県民の食生活や健康状態、健康に関する意識等を把握して、保健・医療施策の基礎資料を作成すること及び、第三次青森県健康増進計画の進捗状況を確認するために、現状値を把握することを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内の世帯及び満一歳以上の世帯員

三 報告をを求める事項及びその基準となる期日

1 報告をを求める事項は次に掲げる事項とする。

- (一) 身体状況・生活習慣調査（身長、体重等の身体に関する状況及び生活習慣に関する状況や意識）
- (二) 栄養摂取状況調査（世帯状況、食事状況、食物摂取状況、歩行数）

2 報告を求める基準となる期日は、令和六年十月から同年十一月の任意の一日とする。

四 報告を求める者

令和六年国民健康・栄養調査地区及び令和六年並びに五年国民生活基礎調査により設定された青森県内の調査区番号から無作為抽出した十五地区内の八百五十六世帯及びその一歳以上の世帯員約千九百人とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査は項目により、調査員が世帯訪問等により調査票を配布、報告者による自己方式と、調査員による聞き取りを合わせて行う方法により行う。必要に応じて郵送による配布・回収を可能とする。

六 報告を求める期間

令和六年十月一日から同年十一月三十日までとする。

青森県告示第五百二十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和六年九月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

|      |             |            |                   |  |    |                     |          |                       |     |                     |             |                 |    |                    |
|------|-------------|------------|-------------------|--|----|---------------------|----------|-----------------------|-----|---------------------|-------------|-----------------|----|--------------------|
| 登録番号 | 〇三〇〇<br>一五三 | 氏名又は<br>名称 | 株式会社<br>アット<br>テイ |  | 住所 | 八戸市大<br>字尻内町<br>四の二 | 事業<br>名称 | 有料ホ<br>ムかざ<br>みど<br>り | 所在地 | 八戸市大<br>字尻内町<br>四の二 | 業務開始<br>年月日 | 令和<br>六・〇・<br>一 | 備考 | 住宅型有<br>料老人<br>ホーム |
|------|-------------|------------|-------------------|--|----|---------------------|----------|-----------------------|-----|---------------------|-------------|-----------------|----|--------------------|

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月三十日

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子

一 特定役務の名称及び数量

青森県立高等学校 科目「情報Ⅰ」学習教材利用ライセンス 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校教育課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年七月十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

ライフイズテック株式会社

六 東京都港区南麻布二丁目一二の三

七 契約金額

四千六百六万二千五百円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令第六十七条の二第二項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年九月三十日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 九万六千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和六年八月二十七日

五 落札者の名称及び住所

富士見総業株式会社

弘前市大字紺屋町一八五

六 落札金額

一リットル 八十八円七十七銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和六年二月十三日

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭